

児童福祉法 28 条事件の動向と事件処理の実情

平成 15 年 11 月 20 日～平成 16 年 11 月 19 日

最高裁判所事務総局家庭局

1 児童福祉法 28 条事件の動向

児童福祉法 28 条事件の申立件数は、別紙のとおりであり、平成 13 年には 169 件となり、平成元年の約 1.2 倍、対前年比の約 1.2 倍という急激な伸びを示した後、平成 14 年には 129 件と若干減少していたが、平成 15 年には、152 件と再び増加に転じ、平成 16 年には 234 件と大幅に増加した。

本資料は、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）が施行されて 4 年目に当たる平成 15 年 11 月 20 日から平成 16 年 11 月 19 日までに全国の家庭裁判所で終局した児童福祉法 28 条事件のうち、193 件の事案の特徴を分析し、併せてその事件処理の実情を紹介するものである。

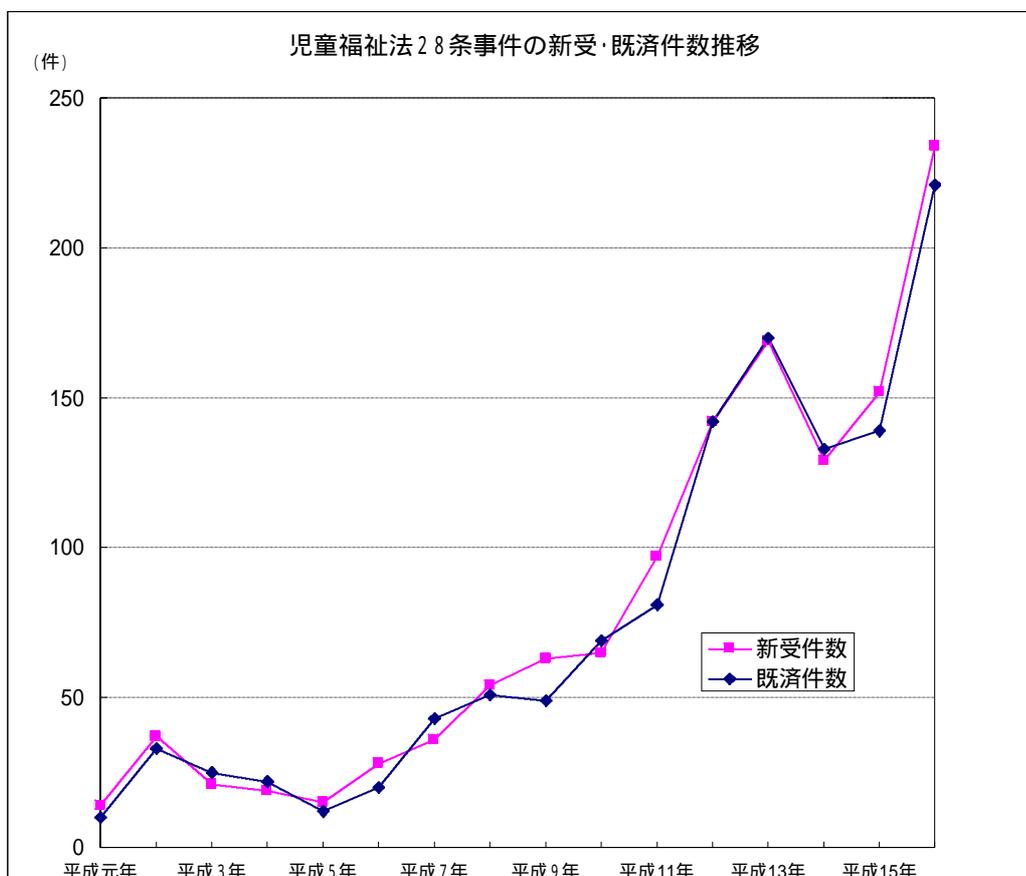
(別紙)

児童福祉法28条事件

	新受件数	既済件数	認容	却下	取下げ	その他
平成元年	14	10	3	0	4	3
平成2年	37	33	19	2	12	0
平成3年	21	25	17	0	8	0
平成4年	19	22	18	0	4	0
平成5年	15	12	6	0	6	0
平成6年	28	20	12	0	8	0
平成7年	36	43	18	1	22	2
平成8年	54	51	39	0	12	0
平成9年	63	49	36	0	13	0
平成10年	65	69	40	1	26	2
平成11年	97	81	58	0	23	0
平成12年	142	142	101	6	35	0
平成13年	169	170	131	2	36	1
平成14年	129	133	93	6	34	0
平成15年	152	139	106	4	24	5
平成16年	234	221	163	9	44	5

件数は司法統計による。

平成16年は速報値である。



2 児童福祉法 28 条事件の実情

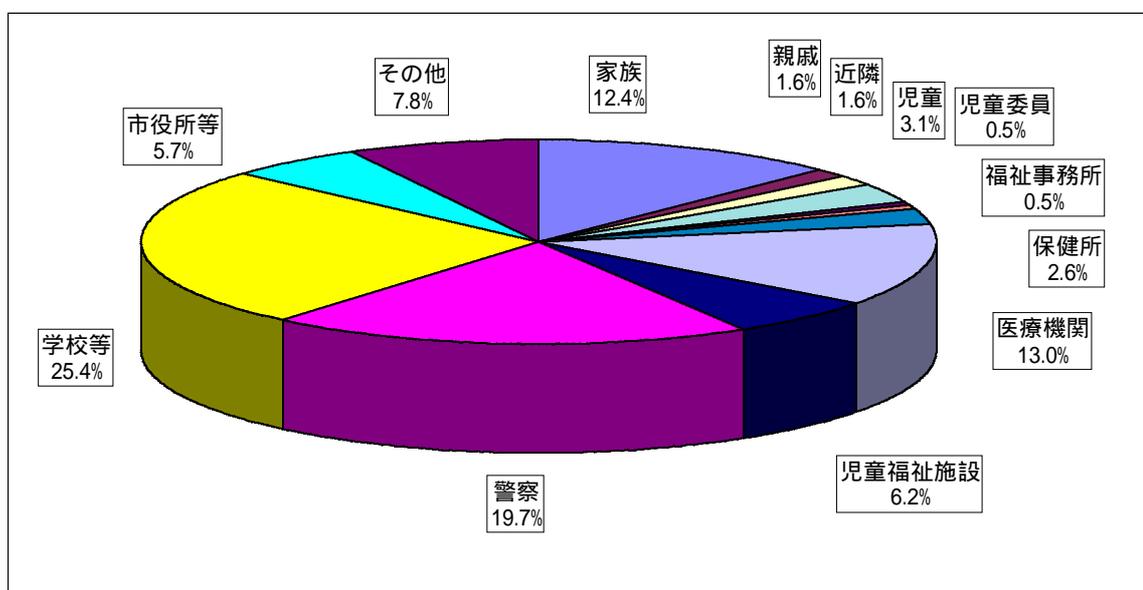
(1) 通告者別件数 (資料 1)

通告者別件数をみると、学校等 25.4%、警察 19.7%、医療機関 13.0%、児童福祉施設 6.2%、市役所等 5.7%などとなっており、福祉事務所、児童委員、保健所も含む関係機関から通告された割合が 73.6%を占めている。一方、家族が 12.4%、親戚が 1.6%などとなっている。

- ・ 通告者別件数は、被虐待状況を児童相談所に通告した機関（者）を集計したものである。
- ・ 「その他」は、通告機関が不詳なもの等である。

(資料 1) 通告者

家族	親戚	近隣	児童	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校等	市役所等	その他	合計
24	3	3	6	1	1	5	25	12	38	49	11	15	193



(2) 児童の年齢別件数（資料2）

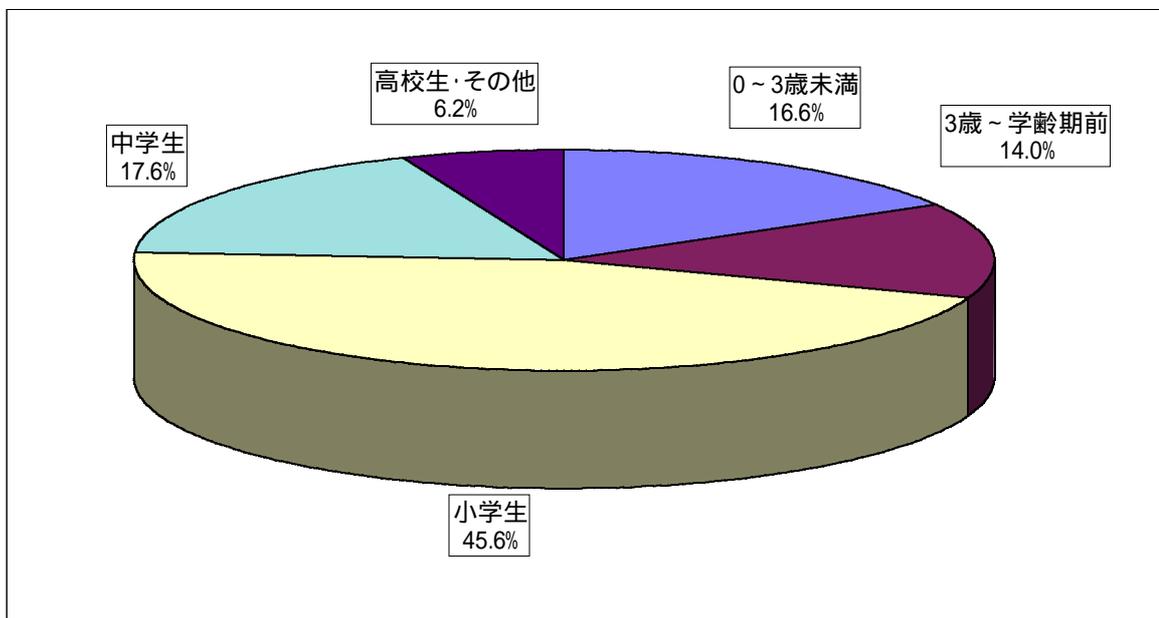
児童福祉法28条事件（以下「法28条事件」という。）の対象となった児童の年齢別割合を見ると、小学生が45.6%、中学生が17.6%、0歳から3歳未満が16.6%、3歳から学齢期前の児童が14.0%などとなっている。

なお、0歳の児童の法28条事件は11件（5.7%）あった。

学齢期以上にある年齢の児童の割合は、全体の69.4%を占めている。

（資料2）児童の年齢

児童の年齢	0～3歳未満	3歳～学齢期前	小学生	中学生	高校生・その他	合計
人数	32	27	88	34	12	193



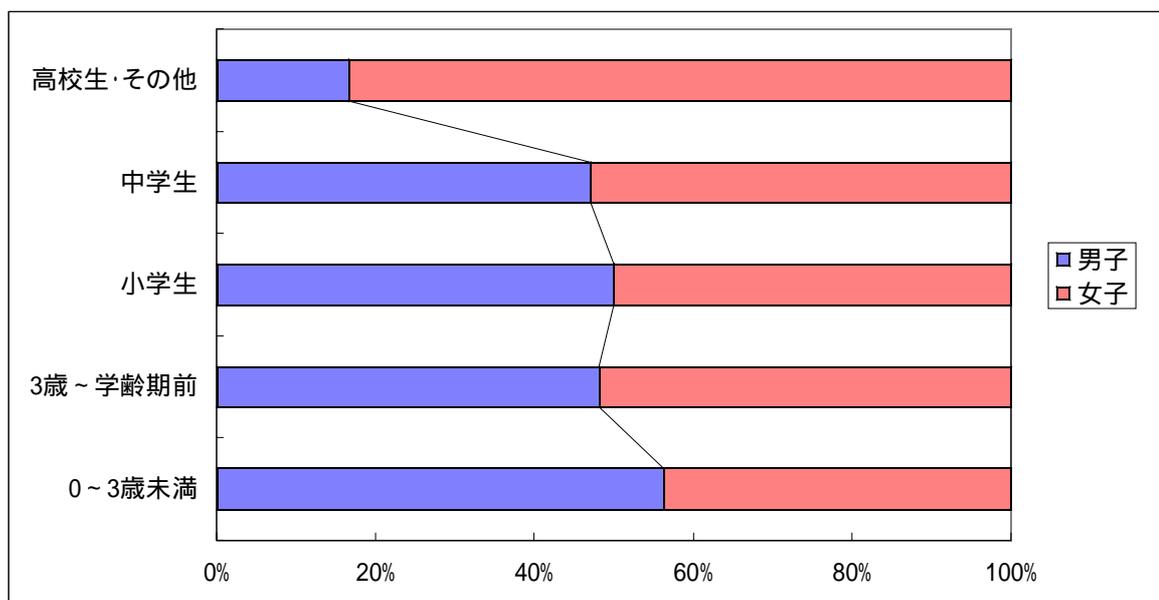
(3) 児童の性別と年齢別件数（資料3）

法28条事件の対象となった児童の男女比は、男子が48.2%、女子が51.8%となっている。

児童の性別と年齢の相関関係を見ると、中学生までは、男子・女子がほぼ同じ割合であるのに対し、高校生・その他では女子の占める割合は83.3%となっている。

（資料3）児童の年齢と性別

年齢	0～3歳未満	3歳～学齢期前	小学生	中学生	高校生・その他	合計	比率
男子	18	13	44	16	2	93	48.2%
女子	14	14	44	18	10	100	51.8%
合計	32	27	88	34	12	193	100.0%

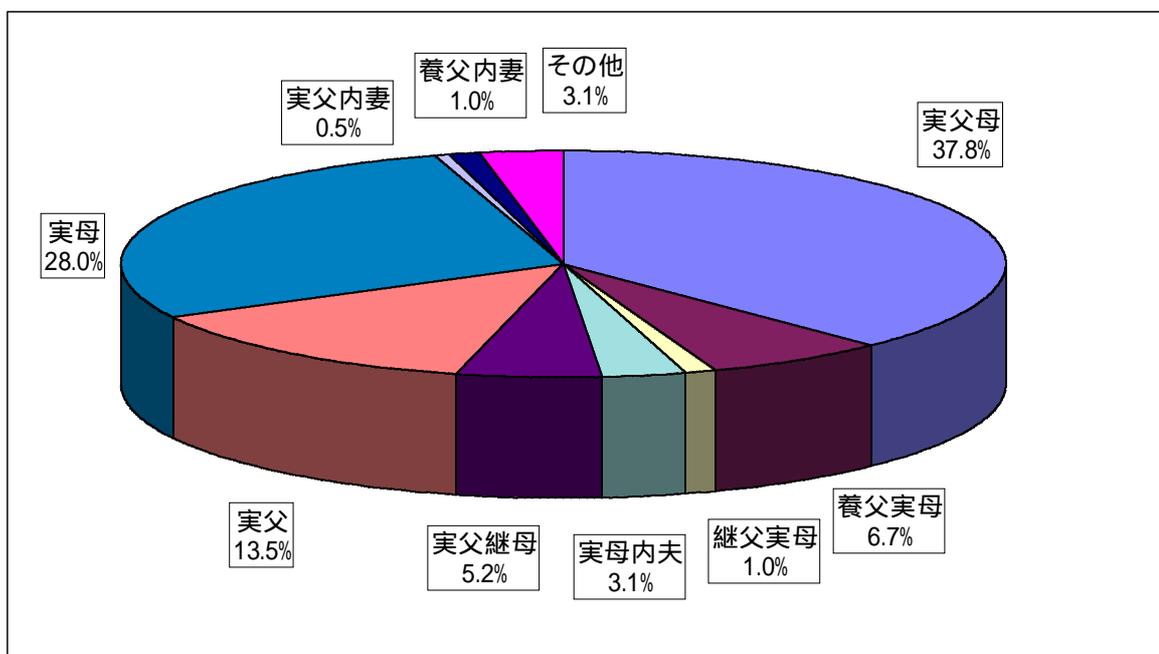


(4) 保護者別件数 (資料4)

法28条事件の対象となった児童の保護者を見ると、実父と実母が37.8%、実母のみが28.0%、実父のみが13.5%、養父と実母が6.7%、実父と継母が5.2%などとなっている。

(資料4) 保護者別件数

実父母	養父実母	継父実母	実母内夫	実父継母	実父	実母	実父内妻	養父内妻	その他	計
73	13	2	6	10	26	54	1	2	6	193



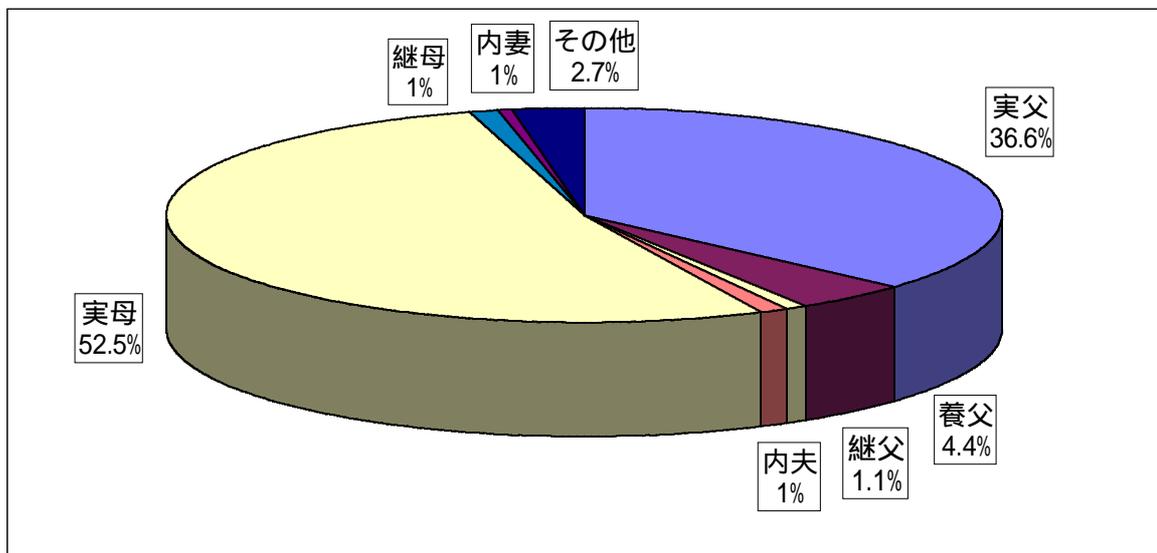
(5) 主たる虐待者別件数 (資料5)

法28条事件における主たる虐待者を見ると、実母が52.5%、実父が36.6%などとなっている。

(資料5) 主たる虐待者

主たる虐待者	実父	養父	継父	実母の内夫	実母	養母	継母	実父の内妻	その他	計
件数	67	8	2	2	96	0	2	1	5	183

複数の保護者による虐待で程度に差がない事例が10事例あったため、合計は183事例である。



(6) 虐待の態様別件数 (資料6)

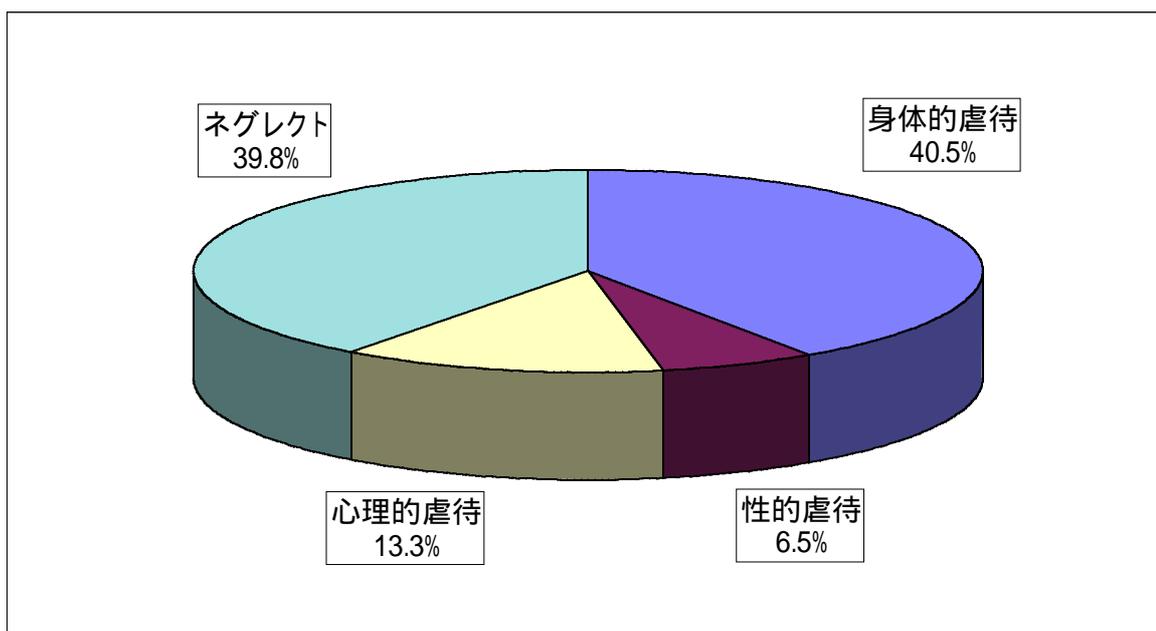
法28条事件における虐待の態様別件数を見ると、身体的虐待が40.5%と最も多く、ほぼ同じ割合でネグレクトが39.8%、次いで心理的虐待が13.3%、性的虐待が6.5%となっている。

・虐待の態様については重複集計したものである。

(資料6) 虐待の態様

虐待の態様	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
件数	113	18	37	111	279

複数の類型につき重複集計しているため、合計は193件にならない。



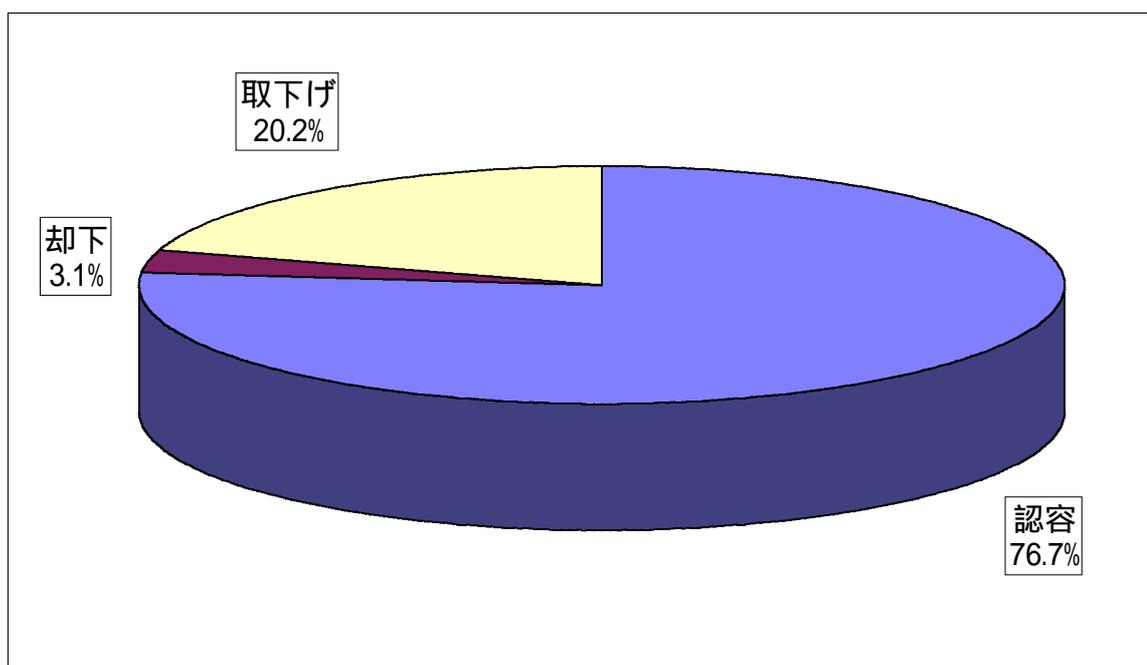
(7) 終局区分別件数 (資料7)

法28条事件の終局区分については、認容が76.7%、取下げが20.2%、却下が3.1%となっている。

- ・取下げの事例の多くは、家庭裁判所に係属中に保護者の同意が得られたというものである。

(資料7) 終局区分

終局区分	認容	却下	取下げ	合計
件数	148	6	39	193



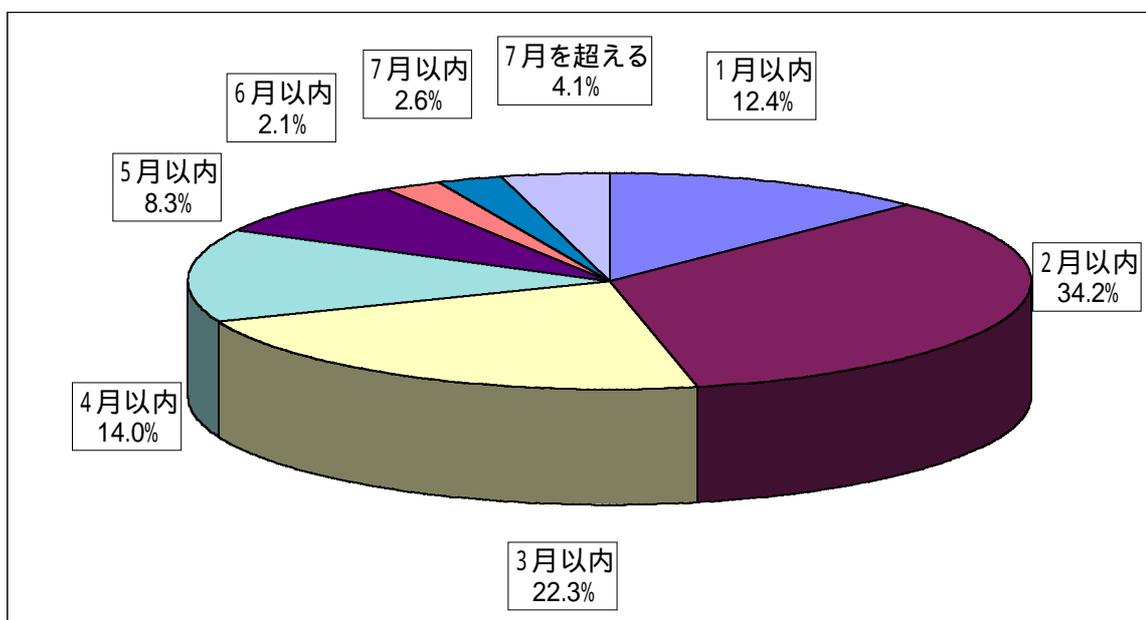
(8) 審理期間別件数 (資料8)

2か月以内に46.6%の事件が、3か月以内に68.9%の事件が終局している。

法28条事件の平均審理期間は82.7日である。

(資料8) 審理期間別件数

審理期間	1月以内	2月以内	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	7月以内	7月を超える	合計
件数	24	66	43	27	16	4	5	8	193



(9) 申立人代理人選任率 (資料9)

弁護士が申立人代理人に選任されている法28条事件は、全体の22.8%となっている。

(資料9) 申立人代理人

申立人代理人選任	あり	なし	合計
件数	44	149	193

